



平成 24 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 栄 住 宅
代表者の役職名 代表取締役社長兼社長執行役員 西野 弘
(コード番号：8875 東証第一部)
問い合わせ先 執行役員総務部長 佐藤 千尋
電 話 番 号 0 4 2 - 4 6 3 - 8 8 4 5

当社取締役並びに子会社取締役に対する 株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定並びに平成22年4月27日開催の当社第59期定時株主総会の決議に基づき、当社取締役並びに子会社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する理由

当社は、平成22年4月27日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって廃止した役員退職慰労金制度に代わり、取締役(社外取締役を除く。)に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することといたしました。これは、役員退職慰労金の単年度引当額に相当する額を当社の業績や株式価値と連動する新株予約権として割り当て、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とするものです。

2. 新株予約権の名称

株式会社東栄住宅 2012年発行 新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

3. 新株予約権の割り当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	4名	530個
子会社取締役	1名	73個

4. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は、100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割り当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができます。

上記調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切捨てます。

(2) 新株予約権の総数

603個

上記総数は、割り当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少した時は、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成24年5月31日から平成74年5月30日まで

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとします。

(ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要します。

(7) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、以下の算式及び②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とします。

$$C = Se^{-qt}N(d_1) - Xe^{-rt}N(d_2)$$
$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}, \quad d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{T}$$

① 1株当たりのオプション価格(C)

② 株価(S)：平成24年5月31日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

③ 行使価格(X)：1円

④ 予想残存期間(T)：12.27年

⑤ ボラティリティ(σ)：12.27年間(平成12年2月23日から平成24年5月31日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

⑥ 無リスクの利率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

⑦ 配当利回り(q)：直近事業年度の配当総額÷上記②で定める株価

⑧ 標準正規分布の累積分布関数(N(・))

なお、上記により算出される金額は本新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しません。

また、当社取締役については、取締役が有している報酬請求権と、新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺いたします。また、当社子会社の取締役については、当社が子会社の報酬支払債務を引き受け、当社子会社の取締役の有する報酬請求権と、新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺いたします。

(8) 新株予約権の行使条件

(イ) 新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当社又は子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。行使できる新株予約権は、取締役の地位を喪失した当該会社における取締役の地位に基づき割り当てを受けた新株予約権とします。

(ロ) 新株予約権の一部行使はできないものとします。

(ハ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとします。ただし、第(10)項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとします。

(ニ) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

(ホ) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定め

るところによります。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下①、②、③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(10) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(1)に準じて決定します。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(5)に準じて決定します。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- ⑧ 新株予約権の行使条件
(8)に準じて決定します。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
(9)に準じて決定します。

(11) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとします。

(12) 新株予約権の割当日

平成24年5月31日

(13) 新株予約権証券の発行
新株予約権証券は発行しません。

(ご参考)

- ・ 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 22 年 3 月 23 日
- ・ 定時株主総会の決議日 平成 22 年 4 月 27 日

以 上